

# 指定難病に関する質問

## (岐阜県保健医療課)

### <質問1>

指定難病とは何ですか。

### <回答>

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするものを難病といいます。指定難病とは、難病のうち一定の要件を満たすものであって、患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生労働大臣が指定した疾病を指します。

指定難病には、令和3年11月時点で338疾病が指定されており、一覧は厚生労働省のホームページ又は難病情報センターのホームページでご覧いただけます。

### <質問2>

指定難病の医療費助成を受けることにより医療費はどのくらい軽減されますか。

### <回答>

所得に応じた自己負担上限額を超える医療費について公費で負担します。ただし、認定された疾患以外の病気の治療については対象になりません。

通常の保険診療の適用を受けた場合、自己負担割合は3割ですが、指定難病に認定された(受給者証の交付を受けた)方は自己負担割合が2割に軽減されます。自己負担上限額と医療費の2割を比較して、自己負担上限額の方が上回る場合は、医療費の2割が負担額となります。

詳しくは県内各保健所(※岐阜市在住の方は岐阜市保健所)にお問い合わせください。

### <質問3>

指定難病医療費助成の手続きはどこでできますか。

### <回答>

最寄りの保健所に、申請書と医師に記入いただいた臨床調査個人票等の必要書類を添えて申請してください。詳しくは、県内各保健所(※岐阜市在住の方は岐阜市保健所)にお問い合わせください。